フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、日本との連携を強化　新たな成長機会へ

大阪でイノベーションと発展に関する覚書を締結。産業、技術、研究、投資分野で今後の共同事業を展開

（キアラ・ディ・ミケーレ）

2026 年 9 月 25 日

(Il Sole 24 Ore Radiocor 配信) - フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州は日本とのパートナーシップを強化し、双方にとって新たな成長機会を目指している。両者の関係は、2026 年 7 月 3 日に大阪で締結された覚書（Memorandum of Understanding：MoU）によってさらに強固なものとなった。この覚書では、ライフサイエンス、研究、技術イノベーション、知識・技能の移転、スタートアップおよび中小企業の成長支援、グリーントランジション、投資誘致などの分野において、複数年にわたる協力を進めることが定められている。また、この協定は、情報交換、共同事業の実施、行政機関、大学、研究機関、産業界の間の関係強化も促進する。2026 年の World Health Expo Osaka の開催期間中、フェドリーガ州知事を代表してインフラ・運輸担当州評議員のクリスティーナ・アミランテ氏と、大阪府商工労働部長の東口勝宏氏が大阪府を代表して署名したこの **MoU は、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州と日本との関係強化に向けた取り組みの一環である。**この関係強化は、2025 年大阪・関西万博を契機として進められ、その後、行政、経済、科学分野におけるさまざまな協力事業を通じて、さらに深まってきた。その中には、「Selecting Italy（外国投資の誘致と地域のバリューチェーンの発展を目的としたイベント）」の特別版も含まれている。

今回の覚書は、2026 年 6 月 28 日から 7 月 5 日まで実施された**公式ミッション**の主要な成果でもあり、両地域間の経済、貿易、行政分野における関係強化に向けた基盤を築くものとなった。今後、産業、イノベーション、研究、投資の各分野で、**新たな共同事業**の展開が期待されている。このミッションには、東京のイタリア貿易促進機構（ICE）の協力のもと Select Friuli Venezia Giulia の代表団も参加した。

Select Friuli 代表団が参加した公式ミッション

公式ミッションの主要な活動は、日本企業との B2B ミーティングと、展示会 WHX Osaka 2026 への参加であった。イタリア代表団は、食品・農業関連産業から製造業、先端材

料、精密機械、さらにはバイオメディカルやライフサイエンスに至るまで、さまざまな分野で事業を展開する日本企業と面会した。これらの会合を通じて、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州の経済システムを紹介するとともに、同州への投資や、同州との協業の可能性について意見交換を行った。

World Health Expo Osaka の開催期間中には、地域のプロモーション活動、国際的な経済関係者との面談、ネットワーキングイベントなども実施された。7 月 2 日には、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州に焦点を当てたトークイベントが開催され、トリエステ大学のダニエレ・スブラッテロ教授、FoodPharm のピエロ・コンテ氏が登壇した。司会・紹介は、Select Friuli のゼネラルディレクター、リディア・アレッシオ＝ヴェルニ氏が務めた。また、展示会初日には、州専用ブースを大阪府の吉村洋文知事と大阪市の横山英幸市長が訪問した。両氏は、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州が同展示会に参加したことを評価するとともに、同州との行政面での協力関係をさらに強化していく意向を示した。さらに、大阪市長は、10 月にイタリアを訪問する予定であり、その際にフリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州への公式訪問にも関心を持つ可能性があると述べた。その後、アミランテ氏の立ち会いのもと、州専用ブースには大阪府副知事も訪問し、同副知事は 7 月 3 日に MoU に署名した。

戦略的かつ長期的なアプローチ

「今回の覚書によって、日本との安定した関係をさらに強固なものとし、投資、インフラ、イノベーション、ライフサイエンスの分野で体系的な協力関係を構築したい」とアミランテ氏は強調した。その上で、「この文書は、過去数年間にわたって進めてきた取り組みの一つの到達点であると同時に、双方にとって新たな成長機会に向けた出発点でもある」と説明した。

また同州評議員は、「日本との関係は、決して今日始まったものではない。むしろ、長年にわたって築き上げてきた取り組みの成果であり、その過程を通じて、**日本の行政機関や経済界との対話をますます活発化させてきた**」と述べた。MoU の締結については、「この関係をさらに強固なものとし、具体的な目標に向けたものにする」と指摘。さらに、この協定は 3 年間の有効期間を持ち、更新も可能となっている。これは、同州が極東地域との対話を、体系的かつ長期的な戦略に基づいて継続していく意思を示すものだという。この

方針は、同州が現在、米国との間でも進めている国際関係強化の取り組みとも一致するものである。